

横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第 16 条の規定に基づき会長が定める事項

横浜市情報公開・個人情報保護審査会会長

平成16年 4 月16日制定

平成17年 4 月 8 日一部改正

平成21年 2 月 6 日一部改正

平成31年 4 月15日一部改正

令和 2 年 6 月 8 日一部改正

令和 3 年10月19日一部改正

令和 5 年 3 月23日一部改正

横浜市情報公開・個人情報保護審査会運営要領（平成 12 年 7 月 14 日決定）第 16 条の規定に基づき、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、次のとおり定める。

- 1 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 25 条第 1 項及び行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 3 項の規定により準用する同法第 75 条の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられた審査請求人、補佐人及び参加人（以下「審査請求人等」という。）は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。
- 2 審査請求人等が、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ったときは、会長又は部会長は、意見の聴取を中止することができる。
- 3 部会長に事故があるときは、会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 審査請求の審議順について
  - (1) 審査会における審査請求の調査審議は、原則として、実施機関又は議長から審査会へ諮問された順（諮問が同時にされた場合は審査請求がされた順）に行うものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、審査会へ諮問された審査請求が諮問されてから調査審議を行うまでに相当の期間を要する状況であるために、審議順に配慮することが適当であると認められる場合は、次のいずれかに該当する審査請求について、会長又は部会長の判断により、別に管理する順により調査審議することができるものとする。

ア おおむね 10 ページ以下の対象行政文書に関する一部開示決定又は不開示決定に対する取消しの求め

イ 文書不存在を理由とする不開示決定に対する取消しの求め

ウ 存否応答拒否を理由とする不開示決定に対する取消しの求め

エ 行政文書を特定するに足りる事項の記載がない、保有個人情報の開示請求者が当該保有個人情報の本人と認められない等、請求の要件を具備しないことを理由とする不開示決定の取消しの求め

(3) 第 1 号の規定にかかわらず、同一の審査請求人からなされた複数の審査請求が、次のいずれかに該当する場合は、会長又は部会長の判断により、別に管理する順により調査審議することができるものとする。

ア 審査請求が多数、同時又は継続的になされていること。

イ 同種又は関連する対象行政文書・保有個人情報に関する審査請求であること。

ウ 既に審査会が答申したものと同一の対象行政文書・保有個人情報に関する審査請求（事情の変更がないものに限る。）であること。

## 5 WEB 会議の開催について

(1) 会長が必要と認めるときは、会長を含む委員は、WEB 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して審査会の会議に出席することができる。

(2) WEB 会議システムによる審査会の会議への出席は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会規則（平成 12 年 6 月横浜市規則第 120 号）第 4 条第 2 項及び第 3 項に規定する出席に含めるものとする。映像を送受信できなくなった場合であっても、音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

(3) WEB 会議システムの利用において、音声を送受信できなくなった場合には、当該委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

(4) WEB 会議システムによる審査会の会議への出席は、できる限り静寂な個室その他こ

れに類する施設で行い、委員以外の者に視聴させてはならない。

(5) 前各号の規定は、部会の会議に準用する。